

## 議案第 1 号

### 新市の事務所の位置選定検討委員会規程の一部を改正する規程

新市の事務所の位置選定検討委員会規程の一部を次のように改正する。

第 3 条を次のように改める。

(組織)

- 第 3 条 検討委員会は、規約第 7 条第 1 項第 2 号委員及び協議会を構成する町（以下「構成町」という。）より選出された各 5 名の委員をもって組織する。
- 2 前項の委員のうち、規約第 7 条第 1 項第 2 号委員以外の委員が欠けた場合は、構成町の委員の中から欠けた委員と同数を構成町の協議会を経て選出するものとする。
  - 3 協議会の委員以外のものの検討委員会委員への選任については、協議会の協議を経て選任することができる。

附 則

この規程は、平成 15 年 12 月 24 日から施行する。